



発行 者
JR 東海労働関西地本
大阪台車検査車両所分会
2016年 3月16日
NO.82

障害を持つ社員への対応に問題あり！！

J R 東海労働組合新幹線関西地本
執行委員長 小林 國博 殿

2016年 3月16日
大阪台車検査車両所分会
分会長 小谷 忠教

障害を持つ社員への対応について

日々の奮闘ご苦労様です。

2016年3月より、JR東海労働組合員が交番検査車両所より台車検査車両所へ転勤となった。この組合員は病気を患った結果体に障害が残り健常者と同じ業務をこなすことができず、交番検査車両所においてもレールをくぐる作業や重量物を運ぶ作業には従事していなかった。しかし台車検査車両所に転勤後は、台車グループに配属され担務もブレーキ班のC担務と、障害を持つ組合員には到底作業をこなすことのできない担務指定であった。

以上のことから、本人の障害を無視した担務指定はもとより、多目的トイレ（障害者対応のトイレ）設備のない場所への転勤には大変問題があるため以下の点につき申し入れますので、取り計らいよろしくをお願いします。

記

- 1、障害のある組合員を重量物の扱い及び屈伸作業や力仕事の多い台車検査車両所へ転勤させた根拠を明らかにすりこと。
- 2、交番検査車両所から転出要請があったのか明らかにすること。
- 3、該当組合員をブレーキ班C担務に就労させようとした根拠を明らかにすること。
- 4、就労箇所については本人の容態と意見を十分採り入れ、体に支障をきたす個所には配属させないこと。
- 5、産業医から就労についての制限をどのように聞いているのか明らかにすること。
- 6、多目的トイレのない現場への配属に対しての考えを明らかにすること。
- 7、現場に多目的トイレ（オストメイト対応）の設置計画があるのかを明らかにすること。

以上